

[巻末付録 3]

## 国家顧問法

(2016年連邦議会法律第26号)

1377年ダバウン月黒分14日

(2016年4月6日)

### 前文

ミャンマー連邦共和国が複数政党民主主義の促進と市場経済制度を採用し、平和で近代的な発展を遂げた国家を建設するべく、また、国民の切望する真の民主主義フェデラル連邦国家を強固に建設すべく、連邦議会がこの法律を制定する。

### 第1章

#### 名前と定義

1. この法律を国家顧問法と呼ぶ。
2. この法律にある下記の言葉は、ここに示したとおりの意味を帯びるものとする。
  - (a) 国家というのはミャンマー連邦共和国を指す。
  - (b) 顧問というのは、第2章にある目的を達成させるために、この法律に基づいて任命を受けた者を指す。

### 第2章

#### 目的

3. (a)複数政党民主主義の促進

- (b)市場経済制度の堅持
- (c)フェデラル連邦国家の建設
- (d)連邦の平和と発展

### 第3章

#### 任命

4. 2015年複数政党民主主義総選挙において、国民の信任によって一塊となった支持票を獲得した国民民主連盟議長ドー・アウンサンスーチーを連邦議会が顧問に任命する。

### 第4章

#### 職務、職権と権利

5. 顧問の職務、職権と権利は下記のとおりである。
- (a)憲法の規定に違反せず、国家と国民の福利のために助言を与えなければならない。
  - (b)助言、職務遂行については連邦議会に対して責任を負わねばならない。
  - (c)顧問はこの法律の目的を達成させるために、政府、関係当局、団体組織、協会組織、個人と連絡をとって職務を遂行できる。
  - (d)顧問は地位に応じて、月給、経費、建物などの権利の享受が認められる。
  - (e)顧問の給与、経費、建物などは連邦予算法で配分を決めておかねばならない。

### 第5章

#### 雑則

6. 顧問の任期は大統領の任期に従う。

7. この法律は、第2期連邦議会の会期中に職責を担う大統領の就任期間のためのみのものである。
8. 連邦議会はこの法律に含まれる諸規定について必要な諸規則を発出できる。